

第 6 章

工事完了検査及び工事完了公告

〔法第36条〕

第6章 工事完了検査及び工事完了公告

〔法第36条
規則第29条、第30条、第31条〕

(工事完了の検査)

第36条 開発許可を受けた者は、当該開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区）の全部について当該開発行為に関する工事（当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事）を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。この場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第72条第1項の津波災害特別警戒区域をいう。以下この項において同じ。）内における同法第73条第1項に規定する特定開発行為（同条第4項各号に掲げる行為を除く。）に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第4項第1号に規定する開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）に地盤面の高さが同法第53条第2項に規定する基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を併せて公告しなければならない。

省令

(工事完了の届出)

第29条 法第36条第1項の規定による届出は、開発行為に関する工事を完了したときは別記様式第4の工事完了届出書を、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了したときは別記様式第5の公共施設工事完了届出書を提出して行なうものとする。

(検査済証の様式)

第30条 法第36条第2項に規定する検査済証の様式は、開発行為に関する工事を完了したものに係る検査済証にあつては別記様式第6とし、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了したものに係る検査済証にあつては別記様式第7とする。

(工事完了公告)

第31条 法第36条第3項に規定する工事の完了の公告は、開発行為に関する工事を完了した場合にあつては開発区域又は工区に含まれる地域の名称並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了した場合にあつては開発区域又は工区に含まれる地域の名称、公共施設の種類、位置及び区域並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、都道府県知事の定める方法で行なうものとする。

2 前項の場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域内における津波防災地域づくりに関する法律第73条第1項に規定する特定開発行為に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第4項第1号に規定する開発区域に地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときは、前項に規定するもののほか、その区域に含まれる地域の名称を併せて明示するものとする。

1 工事完了検査の時期

開発許可を受けた工事が次の段階に達したとき、許可を受けた者は完了届（規則様式第4号、第5号）を提出して検査を受けなければならない。

- (1) 開発区域全部について当該開発行為に関する工事を完了したとき。
- (2) 工区に分けて許可を受けたときは、工区の当該開発行為に関する工事を完了したとき。
- (3) 公共施設の工事を完了したとき。

それぞれの完了部分が許可を受けた設計並びに許可に附した条件に適合しているか、検査を要する。この場合、配水管の埋設工事、擁壁の配筋工事など見え隠れ部分の施工にあたっては、随時工事期間中の中間検査又は工事写真の提出を要する。

なお、「当該開発行為に関する工事」とは、法第33条の規定に基づく技術的基準で許可要件に該当する範囲の工事をいい、例えば流量調整機能としての浸透機能を有していない場内の舗装工事等（公共施設となる道路を除く。）は「開発行為に関する工事」に含まない。

また、水道についての工事完了検査については、水道法又はこれに準ずる条例の適用を受ける水道について当該法令による検査をすることとなっているものは、これによる検査を受けることによって本条の完了検査を受けたものとする。これ以外の水道（専用水道）については、工事完了検査に際して地元保健所の立合いをもとめるよう配慮すること。

2 工事完了公告

完了検査に合格すれば、速やかに検査済証（規則様式第6号、第7号）を交付するとともに、当該工事が完了した旨を公告する。

工事完了の効果（建築制限等の解除、公共施設の管理について市町村への引継ぎ、土地の帰属変更など）は、検査でなく、公告があつて初めて発生する。

開発行為に関する工事検査要領
及び工事中の写真整備要領

シレイ284-414
昭 51. 8. 24

関係各市町長 殿

宮崎県土木部長

開発行為に関する工事検査要領及び工
事中の写真整備要領について（通知）

このことについて、別添のとおり定めたので送付します。今後の
完了検査、立入検査等に活用してください。

（文書取扱 都市緑地公園課）

シレイ284-414
昭 51. 8. 24

西白杵支庁長 殿
各土木事務所長

宮崎県土木部長

開発行為に関する工事検査要領及び工
事中の写真整備要領について（通知）

標記について、従来より特に定めがなく実施にあたり何かと不便
をきたしていることと思われるが、このたび別紙によりその要領を
定めたので今後の完了検査、立入検査等の業務に活用し、遺憾のな
いようとりはからってください。

（文書取扱 都市緑地公園課）

開発行為に関する工事検査要領

(目 的)

第1条 この要領は、他の法令に定めるもののほか、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に基づき、開発行為に関する工事（以下「工事」という。）に関し、法第36条の規定による工事完了の検査及び法第82条の規定による立入検査（以下「検査」という。）について必要な事項を定め工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(検査員)

第2条 検査を実施するため検査員を置く。検査員は、知事の任命した職員又は知事が委任した者をもって充てる。

(検査の種類)

第3条 検査は、中間検査及び完了検査とする。

2 中間検査とは、工事施行の途中において必要と認められる工程に達した時及び必要がある場合適宜行う検査をいう。

3 完了検査とは、法第36条第1項に規定する工事完了の届出があった場合において行う検査をいう。

(検査の方法)

第4条 施工の状況及び施行内容の検査については、設計図書と照合して行うほか、別記「工事検査の方法」により、その適否を検査するものとする。

(違反に対する措置)

第5条 法第81条に規定する違反事実がある場合は、同条の規定により必要な措置をとるものとし、その措置が完了したのち、あらためて検査を行なうものとする。

(検査の復命)

第6条 検査員は検査を終了したときは、すみやかにその結果を検査結果書（別記様式第一）により通知するものとする。ただし、中間検査において特に重大な違反事項のないときは、この限りでない。

(別 記)

工 事 検 査 の 方 法

I 完了検査実施方法

(目 的) 完了検査は、開発許可申請に際し作成提出された設計図書に基づいて、適確に施行されているか否か確認することを目的とする。

(方 法) 完了検査の実施に当っては、施行区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に適宜測定する。

なお、この実施要領に含まれないものについては「宮崎県県土整備部所管工事検査技術基準」に準拠して行なうものとする。

測定の結果、設計図書と相違する箇所が発見された場合は、検査結果書により手直を命ずる。

ただし、敷地の機能、維持上支障をきたさないと認められる軽微なものについては、検査員の判定により指示事項とする。

基礎工事等工事の進捗により明視できない工事部分については、「工事中の写真の整備要領」に従い写真の整備をしておくこと。

工 種	項 目	検 査 内 容
石 積 工 ブ ロ ッ ク 積 工	法 長	原則としては、法長変化点で主として根入長を測定する。規格値は-50mm、検査基準は-20mm。 石積天端部の高さが設計書と相違して宅地の機能、維持に支障きたす場合は改造を命ずる。
	法 勾 配	適宜測定。
	胴 込 裏込コンクリート	抜取検査300㎡に1箇所とするが、面積により適宜抜取り。
	裏 込 栗 石 水 抜 穴	適宜測定し検査員の判断による。
コ ン ク リ ー ト 擁 壁	法 長 及 び 高 さ	原則として、法長変化点で主として根入長を測定する。 擁壁の高さは、規格値は-50mm、検査基準は-20mm。
	天 端 巾 敷 巾	適宜測定し、規格値は-30mm、検査基準は-15mm。
	コ ン ク リ ー ト 強 度	シュミットハンマーにより適宜。必要に応じコア抜取り。
	裏 込 栗 石	適宜判定し、検査員の判定による。
盛 土		盛土する土地の部分の高さが3m以上の場合は沈下又は崩壊が生じないように盛土計画を事前に審査し、締め固め、段切り等の施工を適宜検査する。
道 路	砂 利 敷	最低2箇所程度とし、規格値は敷砂利の厚さの-30mm、検査基準は-10mmとし、転圧は検査員の判定による。
	簡 易 舗 装 アスファルト 舗 装	路盤工は2箇所以上を測定し、規格値は厚さの-30mm、検査基準は-10mm。 表層工は最低2箇所以上を測定し、規格値は厚さの-9mm、検査基準は-3mm。平坦性は適宜観察し、路面排水に支障がある場合は改造を命ずる。
	幅 員	適宜測定し、規格値は-25mm、検査基準は-10mm。

II 中間検査実施方法

(目的) 中間検査は宅地の安全に密接な関連のある工種の中間工程における施行管理の状況、品

質管理状況及び施行地区周辺との関連を把握することを目的とする。

(方 法) 中間検査の実施に当っては開発行為に関する検査要領及び「宮崎県県土整備部所管工事検査技術基準」に準拠して行うものとする。

Ⅲ 重点調査事項

1 施工管理

許可条件が適切に遵守されているか否かを確認する。

工 種	項 目	検 査 内 容
盛 土 切 土		沈下又は崩壊が生じないように締固め又は段切等が設計図書に基づき適切に実施されているか否か確認する。 切取法長と小段の設置、法面保護との適否。
石 積 工	法 長 法 勾 配	根入深さの掘削及び写真判定。
	裏 込 栗 石	透水層としての質量、機能について確認する。 土砂の混入、粒経その他。
ブ ロ ッ ク 積 工	胴 込、裏 込 コ ン ク リ ー ト	300㎡に1箇所抜取。 填充状況、品質を管理。
	水 抜 穴	寸法、数量及び設置状況。
官 渠 工		接合、マンホール等の取付及び縦断勾配の確認。 埋設深度、埋戻しの適否確認、軟弱地盤処理。
側 溝 工		底盤厚、蓋受部の不陸確認。
路 盤 工		縦横断勾配、骨材、結合材の品質形状、粒度、路盤の厚さ、不陸、亀裂等の適否について確認。
橋 梁		基準高、幅員、桁間隔、桁断面、横断勾配、高欄、地覆等を確認する。 コンクリートの品質は品質管理試験資料、又はテストハンマー等によって確認する。 伸縮継手、支承部取付状況の確認。 排水管、その他付属部の取付状況の確認。

2 現場管理

土砂及び地区内水の排除と周辺との関係、防災借置の確認。

進入路、材料運搬通路の保全借置の確認、材料の保管状況の確認。

3 品質管理

養生、材料、土質試験等管理状況の確認。

IV その他

検査は平面計画図及び横断図等設計図書に基づいて確認するが、現地の状況等を勘案して変更施行しているものについては変更案により検討するものとする。

ただし、設計図書と異なって施行してあるもののうち、機能的に影響あるものについては事後承諾は行なわない。

工事中の写真の整備要領

A 写真の整理及び処理

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数は小黒板の文字が判読できることを指標とする。縦長比は3：4程度とする。
- (3) 写真の大きさは、サービスサイズ程度とする。ただし、検査員が指示するものは、その指示した大きさとする。
- (4) 小黒板は、電子黒板を使用できる。使用する際は「工事のデジタル写真の小黒板情報電子化について」の内容に準じるものとする。
- (5) 写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「工事のデジタル写真の小黒板情報電子化について」に基づく小黒板情報の電子的記入は、これにあたらぬ。
- (6) 工事施行者は特別に指示のあった事項は、工程表に従って撮影された工事の出来形写真に説明を付して提出する。
- (7) 天災又は出水の際は、被災の状況及び出水の状況を撮影記録しておくこと。

B 提出用写真の添付方法について

- (1) 台紙の大きさは原則としてA4判（29.7cm×21.0cm）とする。
- (2) 表紙には次の事項を記入する。工事名、工事箇所、着手、竣工年月日、写真全枚数、施行者名。
- (3) 写真の添付は最初竣工写真を次に着手前写真を添付し、対照し得るように整理すること。

工事中の写真は各工種について、施工の進捗に応じ代表的な各出来形（床掘、基礎、胴込、裏込、法長、型枠、組立、配筋及び型枠取外し後の出来上りの形状、寸法）を添付する。

C 各工種の撮影について

- (1) 一般的事項
各出来形の撮影に当っては床掘の高さ、幅、基礎工の厚さ、幅、胴込、裏込厚及び型枠の取外し後の出来上り寸法が明確に判定できるよう箱尺などをあて、かつ、工事名、工種、撮影、年月日、位置、設計略図及び寸法等を記入した小黒板（40cm×50cm程度の黒板に図例1）を置いて撮影すること。
- (2) 工事着手前及び工事竣工写真
全景を原則とし、できるだけ同一位置から撮影すること（立木、電柱、家屋等の対象物を入れ撮影すれば対象が容易）。
- (3) 床 掘
図例2のように撮影すること。
- (4) 石積及び擁壁
延長50mの1箇所程度で基礎の工法、裏込厚、構造物の幅、高さ（法長）等を撮影する図例3の様に構造物の幅は法面に直角又は水平に、法長及び高さは埋戻面より上で中間点まで撮影すること。
- (5) 管 工
断面形状と全景が判明できるよう撮影すること。
- (6) 竈 工

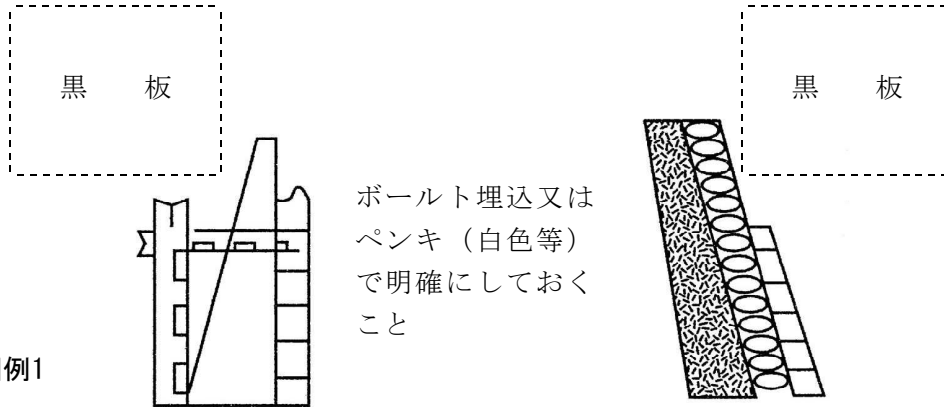
水中に没するものの詰石の大きさ、形状寸法等を撮影すること。

(7) 橋台、橋脚工

水中に没する部分の形状寸法、配筋状況は必ず撮影すること。

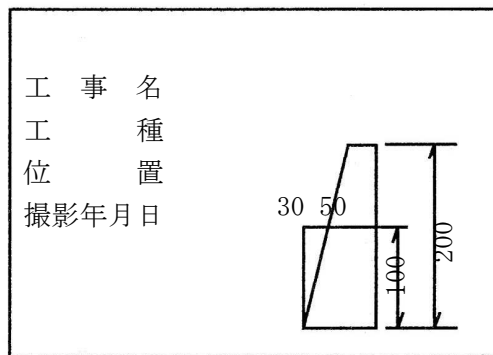
(8) 路盤工

路盤工は同工種の場合50m以内で厚さの撮影をすること。

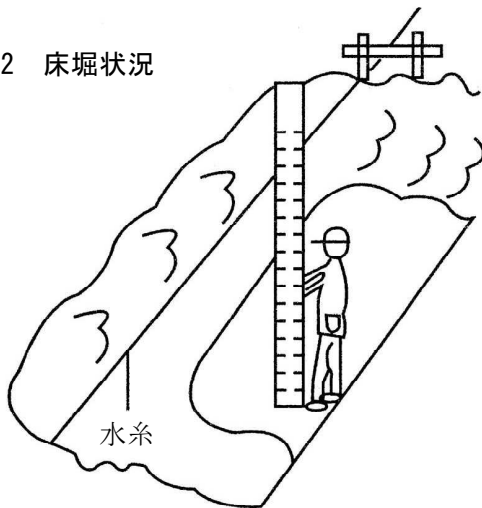


図例1

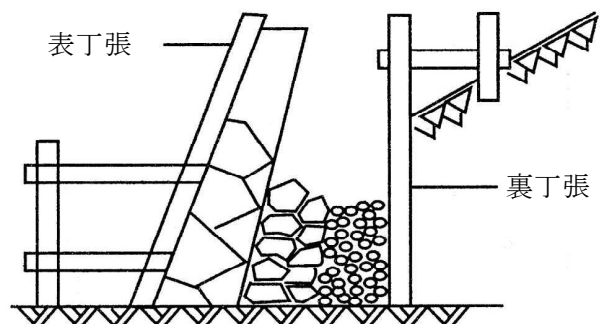
黒板記載事項



図例2 床堀状況



図例3 丁張施工状況



(参 考)

工事の完了検査の取扱い要領

- 1) 工事の完了届出書が提出されますと、検査日時、検査担当者（土木事務所職員）及び検査立会人（市町村職員）が決定され、次の様式による通知書が発行されます。
- 2) 検査は「開発行為に関する工事検査要領」に従ってなされ、検査の結果は、「開発行為に関する工事の完了検査結果書」によって開発行為者、市町村長に通知されます。

第 号
年 月 日

殿

〇〇土木事務所長

開発行為に関する工事完了検査の実施について

このことについて、都市計画法第36条第2項の規定により下記のとおり検査を実施しますから通知します。

記

1 検査する開発行為（許可年月日、番号）

2 検査月日 月 日 午前 午後 時 分

3 検査担当者
土木事務所職員

4 検査立会人
市（町・村）職員

第 号
年 月 日

殿

〇〇土木事務所長

開発行為に関する工事完了検査の実施について

下記の開発行為について検査を行ないたいので担当職員を派遣されたく依頼します。

記

1 開発行為許可年月日 番号

2 開発行為の区域

3 検査年月日

別記様式第一

開発行為に関する工事の完了検査結果書			
都市計画法第36条2項の規定に基づく検査の結果を下記のとおり指示をする。			
許可番号		開発区域の 名 称	
許可年月日		着手 年月日 完了	年 月 日 着手 年 月 日 完了
開 発 者		検査年月日	年 月 日
設 計 者		検 査 員	Ⓜ
工事施工者		検査立会人	
手直事項			
指示事項			
手直期日	年 月 日	手直完了 後の検査	再検査 所長検査
<p>注意 1 開発者又は工事施工者は、完了検査に合格しなかったときは、遅滞なく補修又は改造の上再び検査を受けなければならない。</p> <p>2 開発者又は工事施工者は、その工事において地中又は水中等外部の表われない工事で、その適否を判定しがたいものは写真を添付すること。</p>			

工事完了検査の結果、工事が開発許可の内容に適合していると認められれば、次の様式による検査済証が交付されます。

規則別記様式第6

開発行為に関する工事の検査済証

第 年 月 日
〇〇土木事務所長印

下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第29条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可番号 年 月 日 第 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名所
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名

規則別記様式第7

公共施設に関する工事の検査済証

第 年 月 日
〇〇土木事務所長印

下記の公共施設に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第29条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可番号 年 月 日 第 号
- 2 工事を完了した公共施設が存する開発区域又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事完了した公共施設
- 4 許可を受けた者の住所及び氏名